

お客さま各位

株式会社ゆうちょ銀行

ゆうちょ投信 WEB プレミア会員規定改定のお知らせ

平成 27 年 9 月 23 日（水・休）に、ゆうちょ投信 WEB プレミア会員規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定内容につきましては、次ページ以降の表をご確認ください。

今後とも、ゆうちょ銀行をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

(2015年9月23日改定)

○ ゆうちょダイレクトのリニューアルに伴う改定

■ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定

(下線の部分は改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>2 会員</p> <p>(1) このサービスは、個人で、かつ、次のいずれにも該当する者であって、当行所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、第4条に定める取引営業所に郵送することにより提出した者が利用できるものとします。</p> <p>① ゆうちょダイレクトのパソコンによる利用が可能な者(総合口座取引規定により加入の申込みをした振替貯金に係る加入者に限ります。)</p> <p>② 投資信託口座等(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第4項に定める投資信託口座(以下「投資信託口座」といいます。))及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条(規定の適用範囲)第1項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。)の開設を受けた者</p> <p>③ 第14条に定める電子交付に同意した者</p> <p>④ 第15条に定める電子メールアドレスの登録等をした者</p> <p>(2) 会員は、第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)において投資信託取引はできません。また、ゆうちょダイレクト規定に定めるインターネットサービスのうち投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引並びに同規定に定める投資信託テレホンサービスは利用できません。</p>	<p>2 会員</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 会員は、第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)において投資信託取引はできません。また、ゆうちょダイレクト規定に定めるダイレクトサービスのうち投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引並びに同規定に定める投資信託テレホンサービスは利用できません。</p>
<p>7 本人確認等</p> <p>(1) このサービスにおける本人確認は、次のとおり行います。</p> <p>① 次条のパソコンを通じての照会サービスにあつては、第9条第2項に定めるところにより、お客さま番号及びログインパスワードの一致の確認によって行います。</p> <p>② 次条の電話機を通じての照会サービスにあつては、第9条第5項に定めるところにより、照会サービス用暗証(会員が当行に届け出た照会サービス用暗証をいいます。以下同じとします。)及び投資信託口座の記号番号の一致の確認によって行います。</p> <p>③ 第10条の投資信託取引にあつては、第11条第2項に定めるところにより、お客さま番号、ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証の一致の確認によって行います。</p> <p>(2) このサービスの利用について、ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、当行はパソコンを通じたこのサービスの利用を停止します。パソコンを通じたこのサービスの利用を再開しようとするときは、当行所定の方法により請求してください。</p> <p>(3) このサービスで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証についてはゆうちょダイレクトで使用するお客さま番号、インターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証と同一のものとし、インターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証の変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条(暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号、セキュリティキー及びワンタイムパスワード等の管理等)及び第7条(本人確認)の定めるところによります。</p> <p>(4) このサービスで使用する照会サービス用暗証は、他人に知られないように管理してください。照会サービス用暗証については、生年月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避け、不定期的又は一定期間毎に変更するようにしてください。また、このサービスで使用する照会サービス用暗証を変更しようとするとき又は失念したときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、取引営業所に郵送することにより提出してくだ</p>	<p>7 本人確認等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 第10条の投資信託取引にあつては、第11条第2項に定めるところにより、お客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証の一致の確認によって行います。</p> <p>(2) このサービスの利用について、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、当行はパソコンを通じたこのサービスの利用を停止します。パソコンを通じたこのサービスの利用を再開しようとするときは、当行所定の方法により請求してください。</p> <p>(3) このサービスで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証についてはゆうちょダイレクトで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証と同一のものとし、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証の変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条(暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等)及び第7条(本人確認)の定めるところによります。</p> <p>(4) (同左)</p>

改定前	改定後
さい。	
<p>8 照会サービス パソコン又は電話機を通じての照会サービスは、次の照会を行う場合に利用することができるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の現在高、取引履歴及び取引内容</p> <p>② このサービスを利用して行った投資信託取引の申込みの状況</p> <p>③ 投資信託自動積立契約（投資信託自動積立規定第1条（規定の適用範囲）に定める投資信託自動積立契約をいいます。以下同じとします。）の内容</p> <p>④ 第12条に定めるキャッシュバックする金額</p>	<p>8 照会サービス パソコン又は電話機を通じての照会サービスは、次の照会を行う場合に利用することができるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の現在高、当行所定の期間における取扱内容</p> <p>② （同左）</p> <p>③ （同左）</p> <p>④ （同左）</p>
<p>9 照会サービスの受付</p> <p>(1) 前条のパソコンを通じての照会をする場合には、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコンの画面の操作手順に従い、必要事項を入力し、送信してください。</p> <p>(2) 前項において当行で受信したお客さま番号及びログインパスワードが、当行が指定したお客さま番号及び届出のインターネットサービス用ログインパスワードと一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3) 第1項において既に応答した内容について、会員からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、会員に通知することなく変更することがあります。当行は変更のために生じた損害については、責任を負いません。</p> <p>(4) 前条の電話機を通じての照会をする場合には、当行所定の電話番号に架電し、音声のガイダンスに基づいて、所定の内容を電話機のボタンによる操作にて伝達してください。</p> <p>(5) 前項において当行で受電した照会サービス用暗証及び投資信託口座の記号番号が、届出の照会サービス用暗証及び当行が指定した投資信託口座の記号番号と一致した場合には、当行は架電した者を会員本人とみなし、受電内容を正当なものとして取り扱います。</p>	<p>9 照会サービスの受付</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 前項において当行で受信したお客さま番号及びログインパスワードが、当行が指定したお客さま番号及び届出のログインパスワードと一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p>
<p>11 投資信託取引の受付</p> <p>(1) 前条第1項に定める申込みをする場合は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコンの画面の操作手順に従って必要事項を入力した上、当行に送信してください。</p> <p>(2) 当行で受信したお客さま番号、ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証が、当行が指定したお客さま番号並びに届出のインターネットサービス用ログインパスワード及びインターネットサービス用暗証と一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3) 前項において会員は、当行がパソコンの画面に表示する当該会員からの申込みの内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により投資信託取引の申込みに係る請求電文を当行に送信してください。</p> <p>(4) 前条第1項に定める申込みは、当行所定の時限までに限り、パソコンの画面の操作手順に従って必要事項を入力することによりその取消しができるものとします。</p> <p>(5) 会員は、投資信託取引に係る取扱商品の投資信託約款及び最新の目論見書並びにこの規定の内容を十分に理解し、自らの判断と責任において投資信託取引に係る請求をしてください。</p>	<p>11 投資信託取引の受付</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 当行で受信したお客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証が、当行が指定したお客さま番号並びに届出のログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証と一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p>
<p>18 免責事項</p> <p>(1) 通信機械、回線、コンピュータ等の障害又は電話の不通により、このサービスの取扱いが遅延若しくは不能となった場合又はこのサービスに関して当行から送信した情報が表示遅延若しくは表示不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても会員に予告なく、このサービスの提供を一時停止することがあります。</p> <p>(2) 当行がこの規定による本人確認方法により本人からの請求としてこのサービスの取扱いを受け付けたときは、照会サービス用暗証、お客さま番号、ログインパスワード、インターネットサービス用暗証又は投資信託口座の記号番号に不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>18 免責事項</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 当行がこの規定による本人確認方法により本人からの請求としてこのサービスの取扱いを受け付けたときは、照会サービス用暗証、お客さま番号、ログインパスワード、ダイレクトサービス用暗証又は投資信託口座の記号番号に不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

改定前	改定後
<p>(3) 公衆電話回線、専用電話回線等又はインターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより電話番号、照会サービス用暗証、お客さま番号、ログインパスワード、<u>インターネットサービス用暗証</u>又は投資信託口座の記号番号が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 前3項において当行の責に帰すべき事由がある場合があっても特別損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>(5) このサービスに関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 災害、事変等当行の責に帰すことのできない事由又は裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、このサービスの取扱いが遅延又は不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(3) 公衆電話回線、専用電話回線等又はインターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより電話番号、照会サービス用暗証、お客さま番号、ログインパスワード、<u>ダイレクトサービス用暗証</u>又は投資信託口座の記号番号が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p>